

男女共同参画を推進

函館市では、「男」や「女」という性別にこだわらず、男女がともに様々な活動に加わって活躍できるように、『函館市男女共同参画推進条例』を平成17年に制定しました。この中の、「第3条 基本理念」と「第7条 性別による権利侵害の禁止」について紹介します。

第3条 男女共同参画を推進するための基本理念

1 男女の人権尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保すること。



2 性で差別した慣行などにとらわれない

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動を行うことができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えること。



3 政策等の立案決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保すること。

